

移送攻撃をはねかえし、年金裁判の勝利を勝ちとる決議

私たち全日本年金者組合は、今、全国的規模で年金裁判に立ち上がっています。私たちの年金裁判の特別な意義は2点あります。

ひとつは、厚生労働大臣が、2013年12月4日付で行った年金の減額決定を取り消すことを直接の目的にしていますが、それだけにとどまらず、日本の年金制度のあり方を根底から問い直す意味を持っています。

ふたつは、すでに全国で2000名近い原告団が訴訟に立ち上がり、これからも続々と訴訟に立ち上がる予定であり、最終的に3000名以上の原告団になります。これだけの地域的広がりとスケールを持った年金裁判は前例がありません。まさに日本列島騒然の状態を私たちの力で作りつつあります。

私たちは、昨年12月の32回中央委員会の決定を受けて以来、再審査請求を行った組合内外の2万5千余の方々に、原告になることを呼びかけ、各地の弁護団の皆さんと協力共同しながら、この前代未聞の裁判運動に取り組んできました。

6月12日の鳥取地裁での公判も確定し、これから、政府・厚生労働省と裁判所の内外で年金制度をめぐる本格的な論争を展開する時期に入った、と私たちは身構えていました。

ところが、政府・厚生労働省は、裁判所の移送申し立てという形式で攻撃を仕掛けてきました。政府・厚生労働省側は、行政訴訟法12条では、行政の処分などの取り消しを求める訴訟については『処分を行った行政庁』か『原告の所在地を管轄する高等裁判所』のいずれかがある場所を管轄する地方裁判所に提起できる、と規定しているので、今回のケースは東京地裁と広島地裁が該当し、より鳥取に近い広島地裁への移送を申し立てたと主張しています。

この移送攻撃は憲法32条の『裁判を受ける権利』を否定する暴挙です。また裁判決書には『6ヶ月以内に国を被告としてお住まいの地域の地方裁判所に提起することができます』とはっきりと書かれています。現実的にも私たち高齢者の原告団が高い交通費とたくさんの時間を費やして、高裁のある地方裁判所に出向くことは不可能です。

私たちは、この国・厚生労働省による不当きわまりない移送攻撃をはねかえし、年金引き下げ違憲裁判を、全日本年金者組合の組合員はもちろん、広範な労働組合、民主団体、市民の方々と堅く連帯をして、勝利の日までたたかうことを決意します。

2015年6月18日

全日本年金者組合第22回定期大会